

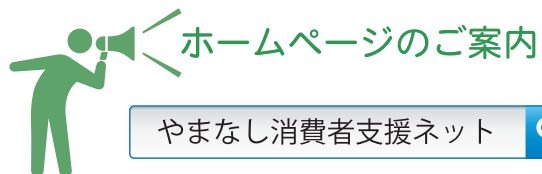


行政相談窓口

山梨県県民生活センター（平日）
☎ 055-235-8455
同、地方（都留市）相談室（平日）
☎ 0554-45-5038

消費者ホットライン（土日也可）
電話番号：188

お近くの相談窓口につながります



ホームページのご案内

やまなし消費者支援ネット

で、検索して下さい。

このリーフレット以外の活動を掲載しています。

事業者への改善申入れ事例を掲載しています。

加入やご支援をいただける方は、
裏面「連絡先」へ連絡願います。
詳しい資料をお届けいたします。



県民の皆さまへ。

皆さまからの
情報提供が
消費者被害の防止に
役立ちます。

消費者・消費者団体
消費生活相談員・弁護士
司法書士など100名余の会員が
活動しています。
参加をお待ちしています。



連絡先 〒400-0834
甲府市落合町 59-2
理事長：花輪 仁士（弁護士）
電話：055-243-2443
Fax：055-241-0597
mail：info@yamanashi-csnet.jp



こんにちは！

特定非営利活動法人(NPO)

やまなし消費者支援ネットです！

やまなし消費者支援ネットでは、こんな活動をしています。

- 消費者被害の未然防止
- 消費者被害救済のための調査・研究
- 消費者講座・学習会、啓発事業
- 消費者政策に関する提言
- 事業者の不当行為の差止めや是正申入れ

あなたも是非、
一緒に活動し、
消費者被害を防止しましょう。



消費者を守る4つの法律

1

消費者契約法 | 消費者の契約一般に関する法律です。

悪質な勧誘や不当な契約などから消費者を守ります。



2

景品表示法 | 広告や景品に関する法律です。

(健康食品など)虚偽広告、誇大広告などから消費者を守ります。

3

特定商取引法 | トラブルが起きやすい事業に関する法律です。

訪問や電話勧誘、通信販売、マルチ商法、内職商法、デート商法などのトラブルから消費者を守ります。

4

食品表示法 | 食品の表示に関する法律です。

食品偽装から消費者を守ります。



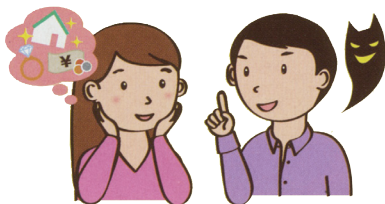
食品偽装



やまなし消費者支援ネットは、消費者被害防止をより確かなものにするために、「差止請求権」を行使できる「適格消費者団体(総理大臣認定)」を目指しています。
適格消費者団体は2018年8月現在、全国で19の消費者団体が認定を受けています。

「適格消費者団体」の認定を受けることで、「差止請求」により、「不当な勧誘」「不当な契約条項」「不当な表示」等、事業者の行為をやめさせることができます。

嘘を言う等の不当な勧誘



キャンセルできない等と記載した不当な契約条項



実際より優れた内容であるかのような不当な表示



「山梨県消費者基本計画」で、「適格消費者団体(消費者に代わって差止請求権を行使できる法人)等との連携」を行なうと定められています。

県内では「やまなし消費者支援ネット」が連携の対象になっています。

私たちの消費生活は契約(消費者契約)で成り立っています。

スーパーやお店での買物



バスや電車を利用する事

スマホや携帯電話購入

訪問販売での買物、点検依頼



お葬式での式場、お寺、墓石等の購入

通販での買物



消費者庁イラスト集より

消費生活においてトラブルにあわないよう学ぶ企画を行なっています。



「山梨大学
神山先生による
消費者講座」
のようす